

事 務 連 絡
平成23年11月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）社会福祉法人担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に係る質疑について

標記証明事務等については、平成23年8月2日付け社援基発0802第1号にて、通知したところです。

今般、相対基準（経常収入に占める寄附金額が1/5以上）についての国等からの補助金収入、委託収入、法令に定める国等の負担額等の収入の取扱いなど御質問が多い事項について、国税庁税制関係担当課に照会したところ、別紙のとおり回答がありましたので、ご連絡します。

つきましては、適宜、貴職所管法人に情報提供をお願いいたします。

なお、当該証明要件につきましては、認定NPO法人制度に準じているため、下記の国税庁ホームページも御参照ください。

記

【参照】

国税庁ホームページ 認定NPO法人制度

よくある質問とその回答（Q&A）（平成23年8月）参照

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/npotebiki/pdf/01/13.pdf>

(問い合わせ)

福祉基盤課指導係 岩下・平岡

TEL : 03-5253-1111(内線)2865

03-3595-2616(夜間直通)

FAX : 03-3591-9898